

～ 子育てしやすい社会のために ～

「子ども・子育て支援新制度」
がスタートします！

平成 27 年
4 月から



『 子ども・子育て支援新制度』とは？

平成24年8月に設立した「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」※に基づき、平成27年4月からスタートする子ども・子育て支援の新しい仕組みです。

この制度は、「子育てについての第一義的責任は保護者が持つ」という考え方をベースに子育てを社会全体で支えることを目指した制度で、幼児期の教育・保育や地域の子ども・子育て支援の量の拡充や質の向上を市町村が中心となって行っていきます。

なお、この新制度実施のために、消費税が10%になった際の増収分から毎年7,000億円程度が充てられることになりました。貴重な財源を子ども・子育て支援のために効果的に活用していきます。

※子ども・子育て関連3法

①子ども・子育て支援法

②認定こども園法の一部を改正する法律

③関係法律の整備等に関する法律



なぜ新たな制度になるの？

少子化の進行、子育ての孤立感や負担感の増加、待機児童問題など、子育てをめぐる現状と課題を改善するため、今までの制度を見直して、新たな制度をスタートさせます。




こんな取り組みを進めていきます！

- ① 保育の場を増やし、待機児童を減らして、子育てしやすく、働きやすい社会をめざします。
- ② 幼稚園と保育所のよいところを1つにした「認定こども園」の普及を図ります。
- ③ 幼児期の学校教育や保育、地域のさまざまな子育て支援の「量の拡充」や「質の向上」を進めます。
- ④ 子どもが減ってきている地域の子育ても支援していきます。

どんな施設・事業があるの？

①教育保育の場

幼稚園
3～5歳




小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校で、幼稚園教育要領に基づいた幼児期の教育を行います

利用時間 4時間程度
(施設により時間外の預かり保育を実施。)

利用できる保護者 制限なし

保育所
0～5歳




就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設で、保育所保育指針に基づいた保育や教育を行います

利用時間 8～11時間 (施設により延長保育を実施)

利用できる保護者 共働き世帯など、家庭で保育のできない保護者。

認定こども園
0～5歳



幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持つ施設で、地域の子育て支援も行います

利用時間 4～11時間

利用できる保護者 利用制限なし

地域型保育
0～2歳



4つの新設事業

少人数の単位で、0～2歳の子どもを預かる事業

①家庭的保育事業 (定員5人以下)
②小規模保育事業 (定員6～19人以下)
③事業所内保育 ④居宅訪問型保育

利用できる保護者 就労などのため家庭で保育のできない保護者

②地域の子ども・子育て支援事業

すべての子育て家庭を支援するため、地域子育て支援拠点事業や一時預かり、放課後児童クラブなど、地域のニーズに応じたさまざまな子育て支援を市町村が中心となって行う事業です。

二宮町で実施している事業

事業名	概要	問い合わせ先
地域子育て支援拠点事業 (百合が丘子育てサロン、 栄通り子育てサロン)	就学前の乳幼児と保護者が親子で気軽に利用できる町運営施設で、親子同士の交流・育児相談ができます。	百合が丘サロン 70-3164 栄通りサロン 71-1120
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問)	生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問する事業で、町保健師・助産師・看護師が発育や育児に関する相談や情報提供を行います。	子ども育成課 71-3311
ファミリー・サポート・センター事業	子育てで手助けが必要な人(おねがい会員)を、近隣地域に住み支援を行える人(まかせて会員)が助け合う、有償ボランティアです。	社会福祉協議会 ファミリー・サポート ・センター 75-9730
一時預かり事業	保護者の用事や短期のパートタイム就労、通院、出産、リフレッシュなど、家庭で一時的に保育が困難となったときに、百合が丘保育園や栄通り子育てサロンで一時預かりを利用できます。	子ども育成課 71-3311
延長保育事業	保育所で11時間の開所時間を超えた時間帯での保育を実施します。	
放課後児童クラブ (二宮、一色、山西学童コミュニ ティクラブ)	保護者の就労などの理由で、放課後や長期休業中など保護者不在の児童(小学生)に対して、小学校内に適切な遊びや生活の場を提供します。	

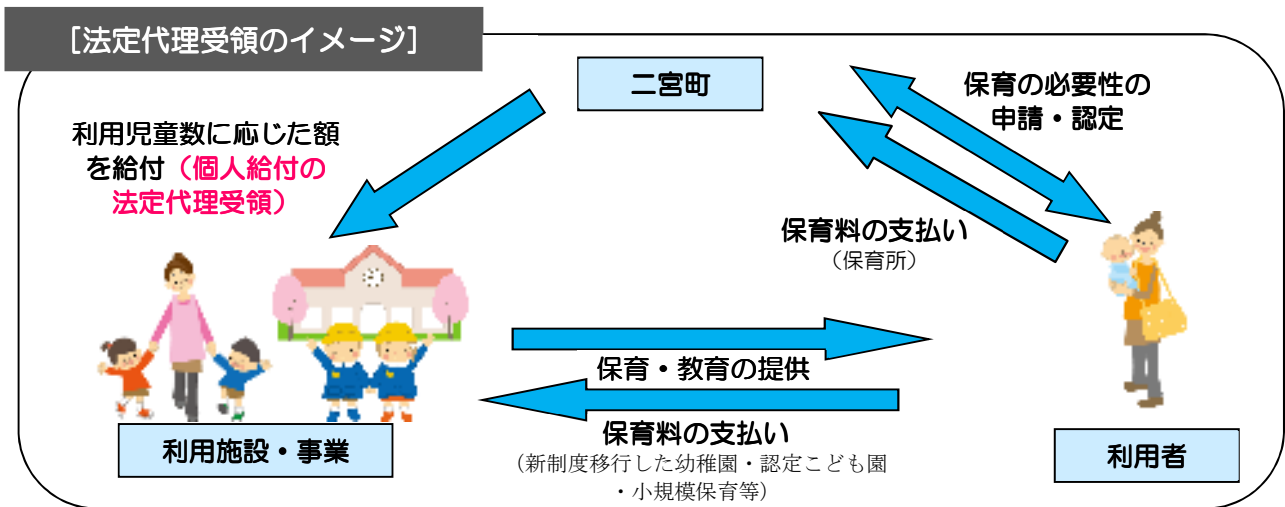
何が変わるの？

新制度に移行する幼稚園や保育所、認定こども園等の利用に関わる、次の3つのことが変わります。

①給付の仕組み(給付制度の導入)

新制度では、就学前の子どもの教育・保育を保障するために「給付制度」が導入されます。具体的には、給付対象施設の認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育等の施設等を利用した場合、国・県・市は、施設等が教育・保育を提供するために必要な経費の一部を給付費として支払うこととなります。(町がまとめて支払い)

なお、この給付費については、確実に教育・保育に要する費用に充てるため、利用者の皆様に対する直接的な給付ではなく、市町村から利用施設等に支払うしくみ(法定代理受領)となっています。



※ 幼稚園について

幼稚園については、**新制度に移行する園**と、**現行制度のまま継続する園**があります。幼稚園がどちらの園になるかは園の意思が尊重され、各園の判断で決まります。

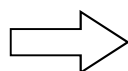
各園は、新制度の内容を踏まえて検討や判断をしますが、現在も制度の詳細については国で検討中となっていることが多くあります。

新制度に移行する園の手続きの流れは、4ページの1号認定をご覧ください。平成27年度については、二宮町内の私立幼稚園5園はいずれも現行制度のまま継続します。

現行制度のまま継続する園については、以下のとおりです。

◆支給認定を受ける必要はありません

◆既に幼稚園を利用している場合



継続して幼稚園を利用できます

◆今後新たに幼稚園を利用する場合

①平成26年11月1日から
幼稚園に直接利用申込みをする

② 幼稚園からの入園の決定を受け、
幼稚園と利用契約を締結する

現行制度のまま
継続する
幼稚園

3-5歳



・保育料等は幼稚園により異なります。保護者の経済的負担を軽減する『私立幼稚園等就園奨励費補助金』の制度は、今後も継続される見込みです。

・なお、平成27年度は現行制度のまま継続する園でも、平成28年度以降に新制度に移行する場合があります。

②支給認定

新制度に移行する幼稚園や保育所、認定こども園等への申込みとは別に、教育・保育の必要性に応じた支給認定を受けるため、二宮町への申請が必要になります

(1) 3つの認定区分

1号認定

教育標準時間認定



お子さんが満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望される場合

[利用先:幼稚園、認定こども園]

2号認定

満3歳以上・保育認定



お子さんが満3歳以上で、『保育を必要とする事由(下記参照)』に該当し、保育所等での保育を希望される場合

[利用先:保育所、認定こども園]

3号認定

満3歳未満・保育認定



お子さんが満3歳未満で、『保育を必要とする事由(下記参照)』に該当し、保育所等での保育を希望される場合

[利用先:保育所、認定こども園、地域型保育(小規模保育等)]

(2) 保育を必要とする事由

※保護者が次のいずれかに該当することが必要です。

- 就労(フルタイムのほか、パートタイム、夜間、自営業などの居宅内の労働など、基本的にすべての就労を含む)
- 妊娠、出産
- 保護者の疾病、障害
- 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- 災害復旧
- 求職活動(起業準備を含む)
- 就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)
- 虐待やDVのおそれがあること
- 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

※同居の親族が子どもを保育することができる場合、利用の優先度が調整される場合があります。

(3) 保育の必要量に応じた区分

2号認定または3号認定を受ける方は、保護者の就労時間などの事由により、保育の必要量が『**保育標準時間**』(保育を利用できる時間:11時間)と『**保育短時間**』(保育を利用できる時間:8時間)に区分されます。

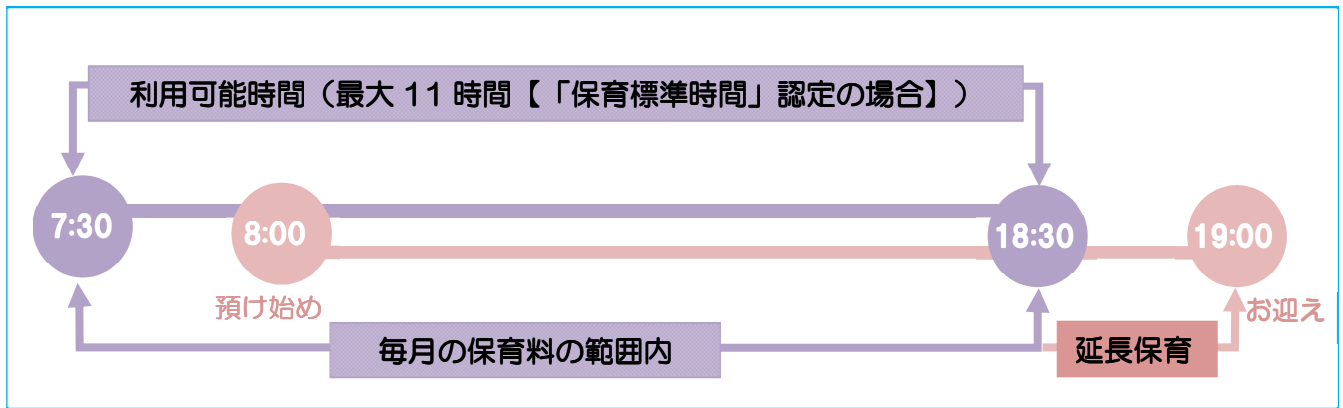
「保育標準時間」利用

主に、フルタイム勤務を想定した利用。利用可能時間は **最長 11 時間**。

「保育短時間」利用

主に、パートタイム勤務を想定した利用。利用可能時間は **最長 8 時間**。

※ 保育を必要とする事由が「求職活動」の場合や、例外的に「育児休業中の継続利用」が認められる場合は、一律「保育短時間」の設定になります。



※ 利用可能時間とは、保育所等が定める通常保育を行う時間帯のことです。

この図は保育標準時間認定の一般的な例です。この利用可能時間の範囲内であれば、最大11時間まで追加料金なしで子どもを預けることができます。実際の利用可能時間は保育所等によって異なりますので、ご注意ください。

また、実際に保育所等を利用する場合は、好きな時間に子どもを預けることができるということではなく、保育所等で定めた時間までに子どもを預ける必要があります。

(例：7時30分～18時30分までの11時間を設定している保育所等で、子どもを8時から預ける場合、毎月の保育料の範囲内で保育を受けることができるのは18時30分までとなります。)

利用している保育所等が延長保育事業を実施している場合、施設が定めた通常保育時間を超え、延長保育を利用することができます。その場合、延長保育料を負担していただく必要があります。

(例：7時30分～18時30分までの11時間を設定している保育所等で、子どもを8時～19時まで預ける場合、18:30～19:00は延長保育となります。)

手続きの流れ

1号認定

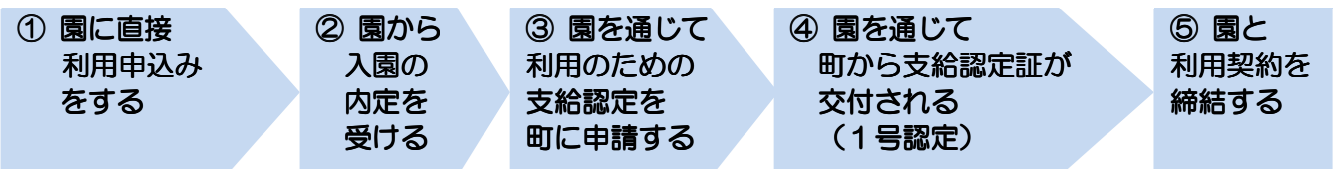
を受けて利用する施設

(新制度へ移行する幼稚園・認定こども園)



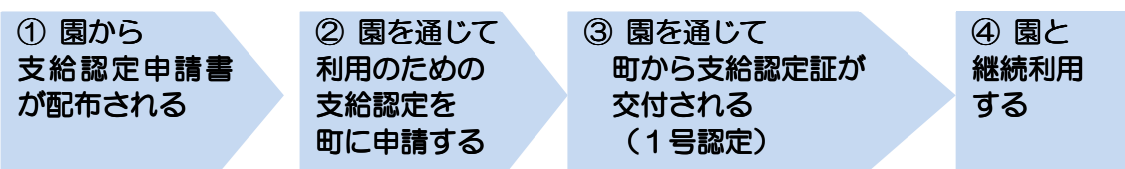
◆新規利用の場合

幼稚園を利用希望の場合は、施設に申込をしていただきます。1号認定を受けていただく必要がありますが、入所内定後に園で取りまとめて、町に申請をしますので、認定申請書は園に提出していただくことになります。認定証の交付後、最終的に園との契約となります。



◆継続利用の場合

継続して利用可能です。ただし、1号認定を受けていただく必要がありますので、園で取りまとめて、町に認定申請をします。



2号認定

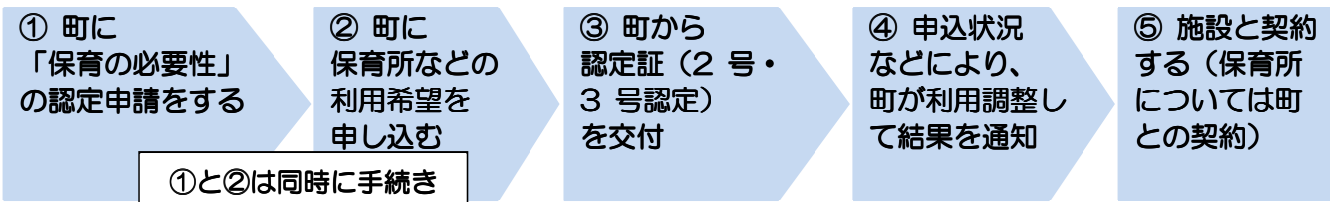
3号認定

を受けて利用する施設
(保育所・認定こども園・地域型保育事業)



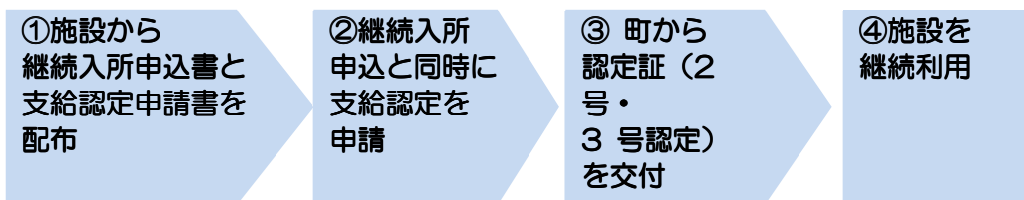
◆新規利用の場合

保育所や小規模保育事業を利用希望の場合は、町に申込をしていただきます。認定の申請は、申込と同時に行っていただきますので、事前の手続きは必要ありません。その後、施設との面談等を行って、最終的に入所が決定します。小規模保育事業については、施設と直接契約、保育所は従来どおり町との契約となります



◆継続利用の場合

継続して利用可能です。ただし、2号または3号の認定を受けていただく必要がありますので、継続の手続きの際に、同時に認定申請を行っていただきます。



③保育料

新制度に移行する幼稚園や保育所、認定こども園等の保育料は、家庭の所得状況に応じて、二宮町が決定することになります。なお、金額は今後国が決定する基準を上限とするため、現在のところ未定です。

今後のスケジュール(予定)

平成 26 年	10 月 15 日	町内私立幼稚園募集要項・願書の配布開始
	11 月 1 日	町内私立幼稚園入園申込の開始
	11 月上旬	町内保育所等入所案内の配布開始
	12 月 1 日	入園申込・認定申請の受付開始
平成 27 年	4 月 1 日	子ども・子育て支援新制度スタート予定



問い合わせ先

二宮町健康福祉部子ども育成課 子育て支援班 平成 26 年 10 月
 電話 0463-71-3311
 FAX 0463-73-0134
 Eメール kodomo@town.ninomiya.kanagawa.jp
 ※ 国ホ-ムへ へ http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html